

選挙管理委員会

指摘事項	対応措置
○予算の執行及び経理事務 ・令和4年度弘前市議会議員補欠選挙、令和4年度弘前市長選挙及び令和5年度弘前市議会議員選挙における負担金について、地方自治法第232条の3に定める支出負担行為を行っていないかった。	今後は、弘前市予算規則及び財政課所管事務取扱要領に基づき、業務遂行していきます。
○契約に関する事務 ・業務委託について、業務責任者届等必要な書類を徴取していないものが多数あった。	今後、担当者が契約事務マニュアル必要書類一覧表等を十分確認するとともに、直属の上司によるチェックを確実に言いながら業務遂行していきます。
・令和3年度衆議院議員総選挙投票用紙読取分類機設定及び投票用紙自動交付機並びに投票用紙計数機保守点検業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていないかった。	今後、担当者が契約事務マニュアル必要書類一覧表等を十分確認するとともに、直属の上司によるチェックを確実に言いながら業務遂行していきます。
・令和5年度青森県議会議員一般選挙投票用紙読取分類機設定及び投票用紙自動交付機並びに投票用紙計数機等保守点検業務及び令和5年度弘前市議会議員一般選挙投票用紙読取分類機設定及び投票用紙自動交付機並びに投票用紙計数機等保守点検業務における代理人名義の見積書について、代理人名は記名されているが、代	今後は、直属の上司が確実にチェックを行うとともに、担当者も再度確認するなどして適正な事務を行います。

理人の印鑑が押印されていなかった。	
○その他行政事務 ・令和４年度弘前市議会議員補欠選挙及び令和４年度弘前市長選挙について、候補者へ送付する「確認書」の決裁が行われていなかった。	今後は、弘前市文書等管理規程及び公文書の手引きに基づき、業務遂行していきます。
・令和４年度弘前市議会議員補欠選挙及び令和４年度弘前市長選挙について、候補者へ送付する「確認書」を公印使用簿に記載せずに公印を使用していた。	今後は、弘前市文書等管理規程及び公文書の手引きに基づき、業務遂行していきます。
・タクシーチケットについて、事務局次長の承認を受けずに使用していた。	タクシーを使用する際の取扱基準に基づき、今後業務遂行していきます。
・令和４年度の旅行命令綴が適切に保管されていなかった。	今後は、弘前市職員等の旅費に関する条例施行規則、並びに弘前市選挙管理委員会規程及び弘前市文書等管理規程に基づき旅行命令書を作成、保存していきます。

・公印保管者の承認を得ずに公印を使用しているものがあった。	今後は、弘前市選挙管理委員会規程、弘前市文書等管理規程及び公文書の手引きに基づき、押印漏れのないようにします。
・令和４年４月から１２月までの事務局長の年次有給休暇について、選挙管理委員会委員長の決裁が行われていなかった。	今後は、弘前市選挙管理委員会規程及び弘前市事務専決代決規程に基づき決裁が行われているか確認し、事務を行います。

	指摘事項	対応措置
福祉部		
生活福祉課	令和５年度生活保護等レセプト点検業務及び令和３年度介護保険料納入通知書等製本・封入・封緘業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去２年間の同種同規模のものとなっていなかった。	今後の契約においては、提出された契約保証金免除申請書の記載事項及び契約履行証明書等の内容が、弘前市契約規則に定める過去２年間の同種同規模のものとなっているか、担当及び決裁過程において確認を徹底します。 なお、今回の監査対象年度後である令和６年度及び７年度については、適正に事務処理をしていることを確認しました。
	令和５年度医療扶助のオンライン資格確認に伴う生活保護システム改修業務の契約締結決裁願について、弘前市事務専決代決規程第３条に基づく部長決裁を受けていなかった。	今回の指摘を受け、部長決裁を受けました。今後については、設計金額に応じた決裁区分の確認を徹底します。 なお、今回の監査対象年度後である令和６年度及び７年度については、適正に事務処理をしていることを確認しました。
	公金外現金の通帳及び通帳印について、適正に管理していなかった。	今回の指摘を受け、公金外現金の通帳は課長が管理し、通帳印は行旅担当課長補佐が管理することとしました。
	「福祉事務所長印」の押印について、弘前市公印規則に定める使用区分に該当しない用途に使用しているものがあつた。	今後は福祉事務所長が委任された事務以外の福祉事務所が所掌する事務である法の施行に関する一般公文書については、法務文書課が保管する「青森県弘前市長之印」を使用する取扱いとします。
介護福祉課	令和５年度生活保護等レセプト点検業務及び令和３年度介護保険料納入通知書等製本・封入・封緘業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去２年間の同種同規模のものとなっていなかった。	指摘内容について課内で周知を図ったうえ、今回の監査の対象年度となっていない令和６年度の契約事務において正しい期間での履行実績をもって事務処理をしていることを確認しました。今後についても、履行実績の確認時及び決裁時の決裁過程において、確認を徹底します。
	小額工事について、契約相手として決定した見積書に課長決裁を受けていないものがあつた。	指摘内容について課内で周知を図ったうえ、今回の監査の対象年度となっていない令和６年度について再確認をしました。 今後についても、小額工事に係る契約事務を行う都度、課長以下の決裁過程の職員すべてが「小額工事取扱要領」を参照することとあわせ、「小額工事の施行に係るチェックリスト」を使用し、事務処理に遺漏がないように取り組みます。

		指摘事項	対応措置
健康こども部		令和５年度後期高齢者医療広域連合保険料負担金（増額分）、令和５年度後期高齢者医療広域連合共通経費負担金（減額分）及び令和５年度後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金（増額分）について、地方自治法第２３２条の３に定める支出負担行為を行っていないかった。	弘前市予算規則について課内に周知を図るとともに、今後は規則に規定されているとおり、支出負担行為の決裁を受けます。
	国保年金課	令和５年度弘前市国民健康保険特定健康診査事業業務（青森県総合健診センター実施分）及び令和４年度国民健康保険特定健康診査受診券等封入・封緘業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去２年間の同種同規模のものとなっていないかった。	履行実績について、過去２か年を過去２か年度と誤認していた等、契約保証金の免除規定について誤解しておりました。 免除規定について課内に周知を図るとともに、決裁の際は、担当者のみならず係長・課長補佐・課長も含め過去２か年の締結日及び履行日並びに履行実績の確認を徹底して免除の可否を決定します。

	指摘事項	対応措置
健康こども部スポーツ局		
スポーツ 振興課	業務委託について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去２年間の同種同規模のものとなっていないものがあった。	契約履行実績に基づき契約保証金を免除とする場合は、契約の相手方に対し、契約を締結する時点において、過去２箇年の間に契約保証金を免除できる履行実績があるかどうか確認することを徹底するとともに、決裁過程においてチェックを徹底します。

	指摘事項	対応措置
観光部		
観光課	弘前市立観光館使用料について、弘前市会計規則第38条第3項の規定による現金領収日計表及び現金取扱日計簿を作成していなかった。	取扱要領の不備と受注者への説明不足により、コインロッカーの使用料について、現金領収日計表及び現金取扱日計簿が作成されていなかったため、取扱要領を適切に改訂し、受注者と事務取扱について綿密に打ち合わせを行いました。
	令和4年度岩木山山頂トイレ整備業務、令和5年度岩木山山頂トイレ整備業務及び令和5年度ひろさきガイド学校運営業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていなかった。	業務内容の規模を同じくできるものと理解していたため、今後は契約金額も含めて、同種同規模であるか、決裁過程において確認を徹底します。
	令和5年度弘前市立観光館エレベーター保守点検業務について、年度内に履行確認を行っていなかった。	令和6年3月31日が週休日（日曜日）であったことから、4月1日を検査日とすると誤認していたため、今後は、年度内検査とするよう、確認を徹底します。
	令和4年度ロマンТПピア白鳥座誘導灯等改修工事、令和4年度ロマンТПピア白鳥座誘導灯改修工事及び令和5年度ロマンТПピア白鳥座温水ヒーター改修工事について、設計金額の根拠が不明であった。	参考見積書において「値引き」の記載があり、値引き後の金額を設計金額としましたが、今後は値引きが反映されていない単価を基に、設計書を作成します。
	令和4年度弘前市全日本リング追分コンクール事業費補助金について、弘前市事務専決代決規程第3条に基づく部長決裁を受けていなかった。	弘前市事務専決代決規程に則り決裁することを徹底します。
	弘前市立観光館の使用料金について、弘前市行政財産使用料徴収条例第2条で定める算定額より過少に算定していた。	今後の使用料の算出に当たっては、弘前市行政財産使用料徴収条例に照らし、担当者が端数処理や消費税等の取り扱い等について理解を深め、確認するとともに、決裁過程において確実にチェックを行います。